

新宿駅東口地区駐車場地域ルールを改正しました

改正概要

「地域ルールの原則基準に加えて、例外として、新たな取組や技術を取り入れた駐車施設で、必要な駐車施設の附置の確保に支障がないと運営委員会が個別に認めるものは、地域ルールに適合した駐車施設とみなす」という旨の規定を追加する。

改正理由

地域ルールが策定されて10年が経過し、環5の1の開通、シェアサイクルや電動キックボードの普及、自動運転車やMaaSなどのICTを活用したシステムの実用化など、社会環境が変化するとともに、新宿三丁目駅周辺や歌舞伎町周辺のまちづくりも進展しており、当地区を取り巻く交通環境は絶えず変化している。

このような中、個別認定の規定を取り入れることにより、これまでの地域ルールの一律な基準では実現できなかった、新たな取組や技術を活用した柔軟な発想による駐車対策の計画を誘導し、時代に即応した交通環境の改善をより一層図ため。

また、個別認定した駐車施設に係る取組や技術が当地区全体に一般化してルール化することが有効であると見られる場合、今後の地域ルール改正に繋げていくため。

地域ルールの施行期日

改正後の地域ルールは、令和5年3月28日から施行しています。

地域ルールの内容等については、事前に新宿区へお問い合わせください。

(問合せ先)

- ▶ 新宿区 都市計画部 都市計画課 都市施設係(本庁舎8階)
新宿区歌舞伎町1-4-1 Tel 03-5273-3547 (直通)
- ▶ 一般社団法人新宿駅東口地区駐車場地域ルール運用協議会
新宿区新宿3-9-7 T&TⅡビル Tel 03-5369-1864



令和5年3月発行